

横芝光町総合評価落札方式試行実施要領

(趣旨)

第1条 この告示は、本町の発注する建設工事に係る、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2の規定により、価格その他の条件が本町にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする競争入札方式（以下「総合評価落札方式」という。）の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、入札価格及び価格以外の要素（入札参加者が提示する技術提案又は簡易な施工計画、企業の施工能力及び当該工事に配置が予定される技術者（以下「配置予定技術者」という。）の能力、地域精通度、地域貢献度等（以下「技術提案等」という。））を一体として評価することが妥当と認められる工事とする。

(落札者決定基準の設定)

第3条 町長は、施行令第167条の10の2第3項の規定により、落札者の決定方法、評価値の算出方法その他の必要な事項について落札者決定基準（以下「落札基準」という。）を定めるものとする。

2 町長は、別に定める評価項目等設定基準により、評価値の算出に必要な評価項目、評価基準、配点及び技術提案等資料について当該建設工事ごとに設定することとし、評価項目の設定に当たっては、次に掲げる評価項目を基本とし、必要に応じて追加し、又は削除することができるものとする。

(1) 技術的な工夫の余地が小さい一般的な建設工事については、企業の施工能力、配置予定技術者の能力、地域精通度及び地域貢献度を評価項目とし、入札担当課長が設定する。（特別簡易型）

(2) 適切で確実な施工を行う能力を求める一般的な建設工事については、前号に掲げる事項に加えて、工程管理に係る事項、材料の品質管理に係る事項、施工上の課題に対する事項、施工上配慮すべき事項及び安全管理に留意すべき事項を内容とする施工計画を評価項目とし、工事担当課長が設定する。（簡易型）

（総合評価落札方式の適用、落札基準の審査及び技術評価点の算出）

第4条 入札担当課長は、総合評価落札方式の実施の適否、落札基準の決定及び技術評価点の算出に当たっては、横芝光町建設工事等入札参加業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に付さなければならない。

（学識経験者への意見聴取）

第5条 入札担当課長は、施行令第167条の10の2第4項及び第5項の規定により、学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。この場合において、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定により、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。

（総合評価の方法）

第6条 性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）の評価方法については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 評価の対象とする技術的要件については、当該工事の目的及び内容に

応じ、必要な評価項目を設定し、項目ごとに評価に応じて得点を与える。

- (2) 各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定める。

2 価格、性能等に係る総合評価は、入札参加者の技術評価点を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

（入札参加者への周知）

第7条 町長は、総合評価落札方式により一般競争入札を行うときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 総合評価落札方式による一般競争入札であること。
- (2) 落札基準に関すること。
- (3) 総合評価の方式及び落札者の決定方法に関すること。
- (4) 総合評価に必要な技術提案等資料の提出に関すること。
- (5) 入札参加者及び配置予定技術者に対し、提出された技術提案等資料の内容について、必要に応じ聞き取りを行うこと。
- (6) 技術提案等資料に記載された技術提案が履行できなかった場合等の措置に関すること。
- (7) 総合評価に関する審査結果が公表されること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

（技術提案等資料の提出）

第8条 総合評価落札方式による一般競争入札に参加しようとする者は、発注する建設工事ごとに落札基準に定める技術提案等資料を町長に提出するものとする。

(技術提案等の審査及び評価)

第9条 入札担当課長は、入札参加者から提出された技術提案等資料のうち第3条第2項第2号の規定により設定した評価項目に係るものが入札参加者から提出されたときは、これを工事担当課長へ送付する。

2 工事担当課長は、前項により送付されたものを、入札公告で示された落札基準に基づき評価し、入札担当課長へ提出する。

3 工事担当課長は、前項に規定する評価を行う際に、入札参加者に対し聴き取りを実施することができる。

4 入札担当課長は、入札参加者から提出された技術提案等資料のうち第3条第2項第1号の規定により設定した評価項目に係る資料について評価することとし、必要に応じて工事担当課長に照会するものとする。

(落札者の決定)

第10条 町長は、次に掲げる条件を満たす入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。

(1) 入札価格が予定価格から消費税及び地方消費税を除いた価格（以下「予定価格（税抜き）」という。）以下であること。

(2) 入札公告で定めた技術提案等資料を提出した者であること。

(3) 評価値が標準点を予定価格（税抜き）で除した数値を下回らないこと。

(4) 入札価格が横芝光町低入札価格調査実施要領（平成23年横芝光町告示第80号。以下「要領」という。）第4条に規定する調査基準価格に満たないときは、要領に基づく調査を行い、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないことが確認されたこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する諸条件がある場合は、それ

を満たしていること。

- 2 町長は、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせて落札候補者を定めなければならない。この場合において、当該入札参加者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員に、くじを引かせるものとする。

(落札の取消し)

- 第11条 町長は、落札者との契約前に価格以外の評価内容に満足しない事実が確認された場合は、当該落札者とは契約の締結をしないものとする。

(技術提案が履行できなかつた場合等の措置)

- 第12条 町長は、落札者が提示した技術提案を履行することができなかつたときは、工事目的物の瑕疵の修補、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行うことができる。

- 2 町長は、落札者が偽りその他不正の手段により落札者となったときは、契約の解除、指名停止等の措置を行うことができる。

- 3 前2項の規定は、落札者が共同企業体であるときは、その全ての構成員について適用するものとする。

- 4 技術提案の内容によることが困難で工事費が増額する場合にあっては、設計変更は行なわないものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

- 5 前各項に掲げる措置の内容は、総合評価落札方式による契約の契約書に明記するものとする。

(技術提案等資料の取扱い)

- 第13条 町長は、技術提案等資料を入札参加者の資格の審査及び評価項目

の審査の目的以外の目的に利用してはならない。ただし、技術提案等資料を提出した者が当該目的以外の利用について承諾したときは、この限りでない。

2 町長は、入札参加者から提出された技術提案等資料は、公表しないものとする。

3 技術提案等資料の作成に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された技術提案等資料は返却しないものとする。

(入札結果の公表)

第14条 町長は、総合評価落札方式により落札者を決定したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 工事名称
- (2) 工事場所
- (3) 総合評価落札方式による入札を行なった理由
- (4) 評価項目、評価基準及び配点
- (5) 入札参加者の入札金額、技術評価点及び評価値
- (6) 総合評価落札方式による入札の結果
- (7) 契約金額
- (8) 予定価格（税抜き）
- (9) 低入札価格調査基準（税抜き）
- (10) 工事担当課

(技術提案等の評価理由の説明)

第15条 入札参加者は、前条に規定する入札結果の公表があった日の翌日から起算して5日以内（この期間に横芝光町の休日に関する条例（平成18

年横芝光町条例第2号)第1条に規定する町の休日(以下「休日」という。)が含まれる場合にあっては、その休日の日数は、この期間に算入しない。)に、当該入札参加者本人における技術提案等の評価の理由について、町長に対して書面により説明を求めることができる。

2 町長は、前項の請求があった日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、前項の請求を行った者に対して書面により回答するものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、総合評価落札方式の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年12月15日から施行する。